

白井市障害者計画等策定委員会平成27年度第9回会議 会議要録

1. **開催日時** 平成27年8月17日（月） 午後2時00分より
2. **開催場所** 保健福祉センター 2階 研修室
3. **出席者** 竹原委員、林委員、吉田委員、亀山委員、黒澤委員、福岡委員、中村委員、梨本委員、宮沢委員、鶴岡委員、松本委員、堀切委員、吉武委員、高柳委員
4. **欠席者** 1名（上野委員）
5. **事務局** 岡本課長、日野、國松
6. **傍聴者** 0名
7. **議題**
 - ①「第8回策定委員会 会議要録」について
 - ②「障害」の表記について
 - ③白井市障害福祉プランの進行管理について
 - ④障害者計画（素案）について
 - ⑤その他

8. 資料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成27年度第8回会議 会議要録（資料1）
- ② 「障害」の表記について（資料2）
- ③ 白井市障害福祉プランの進行管理について（調書のまとめ）（資料3）
- ④ 白井市障害者計画（素案）（資料4）
- ⑤ 障がいがある人等の状況（当日資料1）
- ⑥ 「新計画の成り立ちと課題」（当日資料2）
- ⑦ 障害者計画策定に関するパブリック・コメントの実施（当日資料3）

9. 議事

◇開会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・出席者および配付資料の確認

◇第9回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕

皆さん、こんにちは。本日はお足元が悪いなかお越しいいただき、ありがとうございます。私、ご案内のとおり、大学で教員をしております。教育の目的について学生と話をしたりするのですが、なかなか返ってこないです。よくよく考えてみると、共に生きる力を育てることが目的なのかなと思ったり、もしかしたら社会そのものの目的も同じなのではという気がしております。今回のこの障害者計画の多分大きな目

的というのは共生社会の実現なのですが、障害者基本法もそうですけれども、当然策定の経過につきましては、子どもさんからお年寄りから、障害の有る無しにかかわらず、みんなが参加をして作っていく、そのことが非常に大事なのかなと感じております。会議は今日を含めあと4回と僅かな回数ですが、皆様の積極的なご意見を賜りたく思っております。よろしくお願いいたします。

2 議題

(1)「第8回策定委員会 会議要録」について

- ・事務局より資料1の説明があった。

委員長 前回の会議要録ということで、欠席の人数について訂正の報告が事務局からありましたが、それ以外に委員の皆様方でお気づきの点がありましたらいただきたいと思えます。もしご意見がなければ、これでもって情報公開をさせていただくということでしょうか。

委員 (承認)

委員長 では、議題1につきましてはこれで終了させていただきます。

(2)「障害」の表記について

- ・事務局より資料2について説明があった。

委員長 ただいま事務局の方から、白井市障害者計画については第4期障害福祉計画の表記と同様に、障害の「害」を平仮名にした表記にしたいとの説明がありました。この件についてご意見のある方は頂戴したいと思います。

委員 それぞれ調べられたうえで、なおかつ市役所の中でお話をされたうえで決定されるということで、私はよろしいかと思えます。そこで一つだけ注意しなければいけないのは、これは所管課の社会福祉課だけがやればいいというものではないのです。これ、もう明日から市役所の中の全庁、全課でこれを徹底しないといけないのですよ。ばらばらはみともないです。このように決まった経緯とともに何か疑問があった場合の窓口になる課の周知はきちんとした方がよろしいかと思えます。

事務局 例えばただいま私が属しているところが社会福祉課障害福祉班で、やはり「害」という漢字を使っているのですが、今すぐその「害」を平仮名に変えとか、そういうことは組織の関係とかありますので今すぐは無理かもしれませんが、その点についてもその部局の方にお話をさせていただきたいとは考えます。

委員 私が申し上げたのは、組織の名前を変えとかそういうことではなくて、要するに文書として主に外に出される場合、いろんな課から出される文書は庁内できちんと約束事を守ってくださいという、そういうことを徹底した方が良い、そういうことを申し上げたのです。

事務局 ありがとうございます。すぐというわけにはいかないと思いますが、この計画自体が今年度いっぱいかけて立てる計画になっていますので、4月からそうなるように努力したいと思います。

委員長 当然、組織となると条例でもって名称が決まっているわけですから、そんなに簡単に変更するということは難しいとは思いますが、できる限り支障のない範囲で「障害」の「害」を平仮名に統一する形で作業の方、庁内の方の調整をしていただければと思います。

では、他に意見がないようですので議題2を終了させていただきます。

(3) 白井市障害福祉プランの進行管理について

・ 事務局より資料3について説明があった。

委員長 私からの質問で恐縮だが、ただ単に計画を作るのではなくて、これをどうやって実際に具体的に動かしていくかという方が非常に大事だと思っています。今回のこの障害者計画を見ても、最後のところに PLAN、Do、CHECK、ACT というふうに PDCA サイクルが書かれていますので、もし可能であれば、この進捗状況について大きな特徴だとか、その原因だとか、今後のことなどをこの障害者計画に反映していく、そのためのこの議題だと思っている。ご検討いただければ有難い。

事務局 この進行管理につきましては、市としてやるべきものはほぼしてきているのですが、例えば職員の研修の機会とか障害者理解の啓発等の事業については実施されていないというところがありましたので、この部分については次の計画ではより力を入れて実施していかなければならない事業になると思っています。また、防災知識の普及の中で個別支援計画を策定する必要があり準備に時間を要していたが、今後10年間の計画の中ではやはりこの個別支援計画の策定に力を入れて推進しなければいけないと考えている。廃止になった事業の歯科診療については、この保健福祉センターの中に歯科診療室があったのですが、今実は施されていないのではないかと記憶しております。

私もこの進行管理の表を作成しながら、やはり市の職員として障がい者理解に対する研修等がなかったことについては、これから障がい者の方も皆と一緒に、共に参加していく社会をめざす上で、抜けていた部分であったと思います。

委員長 ではこれについてご意見があればどうぞ。

委員 まず、この資料は項目を探すのが大変であるので次回から目次を付けると良いと思います。3点ありますが、一点目は、1ページの「保健福祉総合相談の実施」についての感想です。実施内容を見ると「障がいや難病との対応」で23年度148件、全体では590件。それが26年度だと全体が880件。全体では2割、3割増えているだけだけれども、障がい者の方は299件であり、23年度から3年間で2倍になっているのです。2ページの「相談支援体制の充実」で高齢

者の相談支援延件数が23年度で904件、26年度で1,800であり高齢者の相談件数も2倍に増えています。このように2倍増えているというのは、やはりそれは時代柄当然なことで、相談の内容を生かして応えていくということは大変なことですが、これをみてわかることは高齢者の方も障がい者の方も市役所を頼りにしているということです。このように毎年集計しているのはとても良いことだと思います。

2点目は、6ページ「介護給付・訓練等給付事業の推進」の「自立支援給付サービス支給決定者数」についてです。ここでは23年度は320人、26年度には220人と減ってしまっています。この理由をご説明頂きたい。特に、施設を利用する場合は「日中活動系サービス」になるのだが、その人数が280人から110人程度減っているのだけれども、なぜ3年間で数字が大きく変わったのでしょうか。短期入所をみると23年度は69人、26年度が70人なのでほぼ同じですが、一番利用するという日中活動系で少ないというのはなぜなのでしょう。

事務局 今のお話なのですが、23年度については日中活動系のサービス280人のうち、190人が児童に関わる部分で、24年から児童の分についてはここに計上しないという形に変わりましたので減少した形になっております。

委員 そうすると、その児童の分を除くとほぼ同じぐらいの人数だったというふうに理解していいわけですか。

事務局 はい。23年については児童のデイサービスが含まれていると聞きました。

委員 わかりました。ではそうすると今度は、その3年間に希望者が全然増えなかったのかという疑問がでてきました。相談にできるだけ対応することで、この日中活動系の数字が段々増えてくるのではないかなと思ったものですから質問しました。

3点目は虐待についてです。26ページの「高齢者・障がい者の虐待防止対策」の「虐待に対する相談支援」の件数を見ると23年度276件、26年度は311件とうことですが、白井市では市内の事業所さん含めて虐待が新聞で報道されたのを見たことがない。もし新聞には載らなかった虐待などを把握してるならば、差し障りのない範囲でお話をうかがいたい。

事務局 こちらは地域包括支援センターの中にあります虐待に対する相談支援という形になりますので、恐らく高齢者に対する相談支援の件数ではないかと思えます。市では暴力対策ネットワーク会議というもので、高齢者はじめ障がい者、児童などを含めた様々なケースのご相談について関係担当課の職員が集まって打合せとかケース会議などを行っているのですが、全部含めて300件ほど相談が寄せられています。その中では、身体で暴力やネグレクト、精神的な暴力についての相談が多くを占めています。その関係で軽易なものについては相談の段階で対応するものもあり、ある程度複合したものであれば関係課の職員が集まってケース会議を進めて、そのケースについてどこの課はどういったことが対応できるかなどを話し合っています。

委員 分かりました。地域包括支援センターだから主に高齢者の方の窓口になってい

るところだから、例えば若い障がい者の方は、例えば1ページにある保健福祉相談室のようなところに相談に来るということもあり得るということですよ。件数的には出ていないですが。

事務局 障害者虐待防止センターで、社会福祉課が窓口という形でセンター機能を持っています。障がいの方に対する虐待かもしれないという相談はやはり年間何件か来ており、身体的な虐待については相談を受けた実績があります。施設の方からであるとか、あるいは一般の方がどこかの公園で親ごさんの接し方を見て通報しているケースも中にはあります。

委員 分かりました。とにかくそんなに大きな問題は特にはなかったと考えてよいわけですね。

事務局 はい。現状、特に報道されるようなレベルのということではありません。

委員長 ほかの委員の方々に何かありますか。

委員 6ページの「指定障害福祉サービス等の充実」の下の「福祉施設整備推進事業」について23年度の時点でうちはもう共同作業所ではありませんでした。24年度からは精神で地域活動支援センターはないのです。もう就労支援Bになっているので運営費の補助なんてもらっていないのです。

事務局 こちらの間違いだと思います。申し訳ありません。

委員 これは結構大きい間違いだと思います。それともう一つ、就労のことにに関してなのですけれども、14ページについて「障害者雇用に対する理解の促進」と「連携の促進」というのがあって、担当課が商工振興課になっているけれども、これはないと思います。実際、商工振興課は障がいについては「障害福祉課へ行ってください」しか言わないですから。少なくとも私が確認した25年度まではなっていないはずなのに、ずっとそうなっている。これはないと思います。今は就労支援員の人が、もし商工振興課に障がい者の人が来たら情報をすぐ回してもらおうようにしたとは言っていました。商工振興課が主体になってというのは、ほぼやっていないと思います。

事務局 この部署につきましての進行管理は、商工振興課から出していただいたものになります。

委員 そうであれば、商工振興課はどこでやっているのだろうと、私としては伺いたいです。

事務局 そうしましたら、こちらの部分については再度商工振興課に確認いたします。

委員 また、23年ぐらいから障害福祉課に就労支援員を置いているということをもしる書いた方がよいと思うのです。

事務局 15ページの「公共機関における障害者雇用の推進」というところで、社会福祉課と総務課にあるのですが、そこで就労支援員による関係機関訪問、一般企業の職場実習というところでは就労支援員のことについて記載があります。

委員 就労支援でもやっているのですよね。それでついでに言えば、15ページの「就労・生活支援機能の整備」というところにあるように、相談支援事業所で指導をやっていただいているのですが、今の状況ではなかなか手が回らないと思

ます。だから就労支援員さんの仕事の方が今は大きくなっていると思います。この辺は分けた方が良くと思います。

委員長 よろしいですか。商工振興課への確認と、書き方も含めて点検をしていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

委員 教えていただきたいことがあります。先ほど事務局が資料説明で研修のプログラムが障がい者理解を深めるために必要であったけれども、今回少なかったという反省を述べられたと思うのですが、研修を受ける対象者を教えていただきたいです。

事務局 「障害者理解の啓発促進」については、研修については市の職員を対象としたものです。なおかつ職員等の研修機会の充実については、総務課および社会福祉課では市の職員、教育センター室では教職員を対象に研修を行うということで事業として計画に載せています。

委員長他に何かありますか。

委員 1ページ目の「訪問相談体制の充実」というところについてです。以前お話したこともあるかと思いますが、例えば精神の場合であると引きこもり気味のある割合が多く、そういう人たちほど本当はさまざまな福祉サービスを必要としているにもかかわらず、全く受けていないというのが実情です。そういう所に訪問系のサービスを充実させるような体制を確立することによって、これまで福祉の手が伸びていなかった引きこもり者に対してどのようにアプローチしていくかということが大きな課題の一つと認識しております。恐らくここでいろいろ実績として挙げられているのは直轄で対応された件数だと思うのです。市としてどのように引きこもっている方を把握して、どのようにシステムティックに進めていくのかお伺いできればと思います。

もう一つは、3ページ目の「障害者ケアマネジメントの確立」というところですが、既に福祉サービスを受けられている方はこういったケアマネジメントの何らかを受けて福祉サービスに繋がっているわけなのですが、福祉サービスに繋がっていない方に対してはどうするのですか。単に業者に委託したから、それで行政としては一応の取り組みはやっているというだけでは、恐らく先に進まない人たちが相当残されてしまうのではないかと懸念されます。

委員長 ありがとうございます。恐らく本当はサービスを本来利用すべき人が全く繋がっていないとか、制度の情報が行っていないということは相当多いのかなという気がします。あくまで想定ですが。恐らく実績値に出ているのは、それなりに情報が分かってご自分で相談に来たりとか、既にサービスを利用されている方の数字ですよね。これ以外の方で、本当に引きこもっていてというような方についてどう取り組んでいくというようなことも、一つ大きな課題になるのかなと。その辺り、事務局の方から何かあれば。

委員 補足させていただきます。例えば私の息子のケースで言いますと、10年ぐらい引きこもっていたわけなのですが、市の職員の方からのサジェスションもありまして、訪問系の訪問看護のサービスの利用に踏み切ったわけです。

それに移行するために若干市の職員の方をいろいろと煩わせたわけなのですが、何とか業者に結びついて、最初のころは2週間に1回、今は1か月に1回ですが、少なくとも外部の人との接点を持つ関係ができたのです。うちの息子だけではなくて、恐らくそういう方は少なくないと思います。そうした実態を把握できるのであれば、それは一応取り組みの実績ですから、そういったものも是非この場で取り上げていただきたい。要はシステムティックに進める体制をきちんとやってほしいということなのです。

事務局 確かに今、おっしゃったとおり、障害福祉サービスが本来利用すべき方に結び付いていないというのは、やはり課題だと思います。良い方法がすぐには思いつきませんが、皆様から何か良い方法があれば教えていただき、それに向けて取り組んでいきたいと思っております。

委員 くだいのですが、私が申し上げたいのは、要は、市は直轄だけでなくで当然そういった委託業者も活用しながら行政目的を達成するわけですから、全体の総合マネジメントを行っているということですよ。業者に繋いでサービスを実現した、それでお終いというのではなくて、それによって何名、どういった現実的な成果に結びついているのかということまで市の方で把握していただきたいということです。

事務局 なるべくそのような形で提供できればと思いますので、検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長 ほかの委員の方で何かありますか。もしよろしければ、次の障害者計画素案の説明を聴く中で、この進行管理について皆さんのお気づきの点等ありましたら、素案の該当するところで改めてご意見をいただければと思います。

(4) 障害者計画(素案)について

・ 事務局より、資料4、当日資料1について説明があった。

委員長 今事務局から説明がありましたけれども、今後の予定でパブコメをされるが、それまでに委員会というのは設定されているのでしょうか。

事務局 この後パブコメの準備に入らせていただきたいと考えています。

委員長 そうしますと、この委員会で素案に対するご意見等は本日が最後、もしくはある程度の期間で事務局の方にご意見を出せるとか、そういうところなのですか。

事務局 はい。

委員長 実質、本日は素案について固める最後の委員会ということですので、皆様方、先ほどの進行管理で不完全燃焼の方も含めて、この素案についてご意見をいただけたらと思えますけれども。

委員 本日配られました1枚物の「新計画の成り立ち」、これは追加でどこかのページに入るのですか。この説明はありましたか。

事務局 この「新計画の成り立ちと課題」については、素案の中に入るものではなくて、現行計画と新しい計画、なぜこういうように作られていくのかというのを一覧

にまとめたものになっております。このあと説明をしようと思っていたところなのですが、ご質問がありましたのでここでご説明申し上げます。

・ 事務局より、当日資料2について説明があった。

委員 わかりました。市長の挨拶文を掲載する際には氏名を間違えないようにしてほしいと思います。それと47ページの「整備法」について具体的に何々の整備法と書いておいてほしいです。また34ページ「補装具費の支給」で新規事業を表すCという表示になっています。身体障がい者の方が何か補装具を買ったときに費用が出るわけですが、これは今までなかったのですか。

事務局 この「補装具費の支給」というのは今までの計画書には載っていなかったもので、この計画書に初めて載せたのでCという表現をさせていただいています。

委員 約10年前の第1回策定時にはこういうものがなかったということですか。

事務局 はい。

委員 そうすると、ここにCが結構あるのですが、すべてが28年から新たに始めるということではなくて、既に現行の制度上そういうものがあるのだけれども、第1期の計画には載っていないのでCという形で出てきている、そういうふう to 考えるということ。

事務局 はい。例えば32ページの「投票のしやすい環境の整備」という事業では、選挙管理委員会でも既に各投票所にスロープ等の設置をして投票しやすいようにしておりますが、前の計画、障害福祉プランには載っていなかったので今回Cという表記で載せさせていただいております。

委員 それでは、28ページの一番上に星印があってA、B、Cについての説明がありますよね。Cについてはそのように説明をした方が良いと思います。

委員 いくつかあるのですが、まず一つずつ行きます。21ページの「計画の目標像」。キャッチフレーズなのですが、先ほど「快活に」という趣旨は説明頂きよく分かりました。分かったうえで、なおかつそれを削除を願いたい。というのは、語呂が悪すぎる。「ともに生き、ともに参加する」なら語呂が非常に良いのだけれども、「ともに快活に参加する」となると語呂が悪い。だからこれは削除してほしいと思います。

事務局 この策定委員会の中で、ない方が通りが良い、言葉として分かりやすいということであれば削除することはできます。

委員長 これは目標像ですから非常に大きな部分かと思います。「ともに快活に」の「快活に」がくどいので、これを削除した方が分かりやすい、読みやすいということで、この委員会としての意見ということでまとめてもよろしいですか。それともやはり残した方が良いですか。ないようでしたら、委員会とすれば「ともに生き、ともに参加する地域」という形で素案の方をご検討いただければということをお願いをさせていただきたいと思います。

委員 目標像として21ページには「参加する地域」となって、それで24ページの「計画の展開」の目標像は「地域づくり」となっているのですが、計画の展開の目標像の「地域づくり」の「づくり」は要らないわけですよね。

事務局 申し訳ございません。消し忘れです。

委員 企画課で、今第5次総合計画作っておられるでしょう。そのメインにこの「快活」という言葉を使っているのですが、各個別計画を作る際には必ずこの「快活」というものを大きなテーマに必ず入れなさいという指示などがあればここで判断できない場合もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 企画政策課では使っても良いですよというお話ではありますけれども、使わなくてはいけないということは言われておりません。策定委員会の中でキャッチフレーズを変更することもありますとお話はしてございます。

委員 分かりました。

委員長 他に何かございますか。

委員 15 ページのアンケート調査の要点のグラフについて、人権を損なう扱いを受けた経験は、精神の方も非常にたくさんあるのです。ですから、ここでは身体と知的だけ書かれているのですけれども、問 17 で精神がありますから精神の方も合わせて書いていただいた方が良いのではないかなと思います。

事務局 今の 15 ページの部分については調査票によって若干その選択肢が違うという部分もありましたので、今回この素案の中では身体と知的を掲載しましたが、この選択肢は何%であったというような載せ方であれば特に問題ないと思いますので、それについては載せるような形で考えていきたいと思います。

委員 これで傷付いている精神障がい者がいるのですから、できれば載せていただきたいと思います。本当は 13 ページの「情報収集、相談に際して困ること」というところ、身体障がい、知的障がい者だけ書かれていまして、精神の方は若干表現が違い、しかも選択肢も違うので載せづらかったのだと思います。実は 34 ページの上段で、私が載せてもらいたいと思っているもの今回既に入っておりますので、ここでも良いかなと思ったりしているのですが。本当は精神障がい者も情報収集や福祉サービスを利用するに際して困っていることがたくさんあります。一連の関連事項としてここに記載した方が実情が分かるかなと私は個人的に思ったのですけれども。ただ、同じ項目が 34 ページに記載されているので良いかなとも思いました。

34 ページ開けていただいたので、ついでに言いますけれども、ここの「指定障害福祉サービス等の充実」というのが、35 ページの方で「本計画ではその詳細、具体的な対応については掲載しないこととします」としてあり、これは逃げてしまっているということじゃないですか。福祉計画の実施計画の方を見ると、市内に事業所を呼びますなど書いていて、じゃあ具体的にどうするのかということになると、ここで書きませんという言い方。これ、計画として私たちは使えないと思います。例えば施策と事業のところでも、「指定障害福祉サービスの推進」で指定障害福祉サービス事業の推進を図りますと言っているけれども、図りますと書くことだけでは絶対に具体的にならないのです。だからどんな誘致制度を作りますとか、そういう裏付けがない限りほとんど進まないわけです。それから、次の「地域生活支援拠点の整備」と言いますが、地域生活支援拠点

というのは一体何のことかなど。具体的にどんなものを整備していきたいと思っているのか、これだけでは読んでも分からないです。

それから元に戻るけれども、28ページの「相談・支援体制の充実」のところで、結局この相談支援というのは利用計画の相談をメインに考えているのですよね。だけど、前から言っているように一般相談の充実ということがすごく大事で、そのところはどうするでしょうか。

もう一つ、些細なことですけども、29ページで「サービス情報の周知」というので携帯電話向けホームページとか、携帯電話をみんな持っているという前提なのけれども、生活保護の人などは携帯を持ってないのです。特に利用者にとって必要な情報だったら、もうちょっとそうではないやり方もあるのではないかなと思います。あとは全体に現状と課題というのでずっと字がいっぱい書いてあるのだけれども、読みづらいのでせめて段落をもう少し開けて読みやすくしてほしいです。

事務局 順番にやらせていただきたいと思います。まず35ページのなお書きの部分になりますが、昨年お作りいただいた障害福祉計画と今回策定をします障害者計画の関係も踏まえて説明させていただきます。障害者計画という部分で大きな進むべき方向を作らせていただいて、それに基づく個々の目標というのが障害福祉計画なのであり、本来は一緒に作るべきだったのですが順番が逆になってしましまして、いわゆる実施計画レベルの障害福祉計画の方を先に作らざるを得ない状況でありました。その関係で個々のサービスについては昨年の障害福祉計画の方で具体的な内容は記載してあるので、それを参照するように記載させていただいている状況になります。この中で、例えば先ほどご説明をさせていただいたのですが、主な取り組みなどについては市の実施計画に載っている事業をメインにここに載せさせていただいていますので、それに載っていない事業がある場合についてはご意見いただければ、当然記載を検討していきたいと思えます。相談支援の部分ですが、その一般相談をどうやって考えていくか。ここで言う「相談・支援体制の充実」という部分については計画相談の部分なのですが、では一般相談についてどういう載せ方になるかと思えますけれども、この現状と課題とか、主な取り組みの中で載せられない部分、福祉避難所であるとかそういった部分も載せきれない部分というのがいろいろ出てくると思えます。前回は1冊で合法された計画が10年前にはあったのですが、これからは2冊を見ていただくという形にならざるを得ない状況になりますので、障害者計画を見た方については、ではその部分については障害福祉計画を見てほしいというような形で載せさせていただいたというような形でございます。とりあえず私の方からは以上になります。

委員 もう1回質問しますけれども、福祉計画の方で具体的に数字は挙げてあるのです。指定障害福祉サービス等の見込みと書いてあって、どこにもサービス量確保のための方策としては、市内への新たな事業者の参入を促進していきます、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練、それから就労移行についても就労

継続支援についても、全部そうやって書いてあります。このときに多分私、もう少し具体的にと聞いたような気もするのですが、そうしたらそれは計画の方でちゃんと書くと。施策として書くと言われたのですよ。それが施策として書いてあるのが具体的なものは掲載しませんというのですから、からっぽじゃないですか。推進策を作らなければしょうがないと思います。

事務局 そこら辺で、例えば事業所を新たに呼ぶ方法であるとか、それについて補助について考えていくという部分については、現状の中だと実施計画にも何も載っていない状況なので、今載せていない部分という形になります。先ほども説明しましたけれども、それに載っていない中で、例えば補助制度を当然考えていくべきだということであれば、私もそれは考えていくべきだと思います。では、それをどういうふうに乗せるかという部分で、例えば第4章という形でお示しさせていただいている具体的な取り組みの内容というほかに、目指すべきものとして、補助に関する検討をしていくであるとか、施設の誘致を図るための方法を考えるなどという形で、この部分とはまた別な形で載せさせていただけるような方向は考えたいと思います。

委員 どこへでしょう。この計画の中にですか。

事務局 載せ方についてどのような形でやるのかという形で、当然それは考えていかなければいけないことだと思います。どのような書き込みができるかについては、10年前の計画でも確か重点施策という形で、今後10年間でいくつかの項目を目指して進んでいきますという内容を記載しました。その中で10年前はグループホームを作りますという記載があり、10年経ってやっと一つ形にはなっています。書いてあってもなかなか進まない事業という部分も多々ありますが、目指すべきものは載せていくべきだと思います。ただ、どれを載せていくかという部分については、委員の皆様からご意見をいただければと思います。ご意見をいただければ、それについて検討させていただき、パブリック・コメントに間に合えば載せたいと思います。例えば相談を多くしていくためには、施設をやっていくために市はどんなことを考えていくべきという部分でご意見をいただければ、そういった部分も含めて目指す主な主要施策みたいな形で、載せ方も含め検討させていただきたいと思います。

委員 そうすると、言わなければ載らないというのは当然のことかもしれないけれども、本来あるべきことが抜けているときに、誰かに言われなきゃ載せませんと言われたら、それも非常に責任が重いですね。ここで今見せてもらっているのは言わば素案と言っても本当の素案で、これはまだまだ補って埋めていかなければいけないものとして考えればいいのか、これは一応素案とは言え、整ったとして私たちに見せられたのか。私は後者だと思って今言っているのですが、この素案の位置付けがこうなると分からなくなります。

委員長 35 ページのところについては、具体的な見込み利用については障害福祉計画を参照くださいで良いと思うのですが、障害福祉計画では数値の記載はあっても、具体的なサービス量の確保については記載がありません。今、市の方から

第4章もしくは新しく章を立てて、いわゆる事業所参入だとかも含めて、市としてどのようにサービス量を確保していくのかということ素案に入れ込むというお話がありましたので、その方向でご検討いただくという理解でよろしいですか。ついでに、35ページの「掲載しないこととします」というのは取ってしまった方が良いと思います。具体的は見込み量については障害福祉計画で策定済みである、など表現を変えても良いかと思えます。

事務局 書き込みの方法は検討し修正させていただければと思います。

委員 よろしいですか。私の方からは、計画自体ではないのですが、文章の表現について気になるところが2点あります。30ページの「権利擁護体制の充実」の冒頭、1行目が「障がいのある人が住み慣れた地域で安全に暮らしていけるためには」のこの「いける」という言葉ですが、どうも障害があるうえに安全に地域で暮らしていけないという困難さを強調しすぎかなと思えました。これは「暮らしていくためには」という表現の方がすんなりいくかなと思えます。それからもう一つ、いろんところで「人」と「方(かた)」という表現が混在しているのです。これは何か意味を持たせて「方」と「人」の表現を変えているのでしょうか。今ほとんど「人」という表現を使っていると思うので、この混在した表現は「人」というふう全部統一した方が文章が読みやすいのではないかなと感じています。また、ここ間違っているのではないのというような表現、カッコ付けも変だなというところがあるので、もう一度見直していただきたいなと思えました。

委員長 ありがとうございます。2点ほど表現等につきましてご指摘いただきましたけれども、事務局の方でご検討いただければと思います。

事務局 すみません、文章の方については再度確認をさせていただきたいと思えます。1点、「人」と「方」なんですけれども、基本的には「人」を使わせていただいているのですが、例えば「このサービスを受給している方」とかそういった場合は「方」ということを使っている部分もあります。「受給している人」でも問題ないかと思えますので統一していきたいと思えます。

委員長他に何かありますか。

委員 42ページの「福祉的就労の場として平成27年度現在、『身体障害者福祉センター』、『福祉作業所』、精神障害者共同作業所『ぼけっと』、『第2ぼけっと』があり」という部分についてです。『ぼけっと』は精神障害者共同作業所ではなく就労継続支援B型事業所で、『第2ぼけっと』は生活推進の事業所です。

事務局 申し訳ございません。修正をしたうえで、パブリック・コメント準備のに入らせていただければと思います。

委員 これもちゃんと「みのり」についても就労Bとして記載した方が良いと思えます。

委員長 その他にありますか。それでは、この委員会として素案が今日で最後ということですので、委員の方でお気づきの点がありましたら、明日以降事務局の方にご意見を直接ご連絡して、できる限り反映して、可能なものについては取り組

んでいただくということでもよろしいでしょうか。

事務局 表現等々についてもお気づきの点があれば、事務局の方までお電話でもメールでも構いませんのでお寄せいただければ検討していきたいと思えます。パブリック・コメントの準備がありますので、できれば今月中ぐらいにご意見をいただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

委員長 このような形でよろしいですか。特に先ほどのサービス量の確保の方策ということについては、どこの章に入れるとか、新たに立てるとかということもご検討いただけるということですので、ご意見やご指摘等があれば今月中に事務局の方に直接ご連絡をお願ひいたします。

(5) その他

・ 事務局より、当日資料3について説明があった。

委員長 今事務局の方からパブリック・コメントの今後の進め方について説明がありましたけれども、この件につきまして、委員の皆様、ご意見等をいただければと思えます。私の方からは、先ほど就労継続計画のA型とかB型とか、就労移行だとか、恐らく一般の市民の方は分からないのではないかなと思えます。それでこの計画の大きな一つの狙いのところに、市民の方々に障害についてきちんと理解してもらおうという、ということがありますので、できる限り一般の方が見てもわかりやすく記載するというところをご検討いただければと思えます。あくまでも要望ということで結構です。

事務局 できる範囲でご要望にお応えできるように努力したいと思います。次回の会議の日程につきましては、11月16日(月)午後2時から、会場は本日同様、保健福祉センター2階研修室でございます。パブリック・コメント実施後の対応についてもお諮りしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

委員長 委員の皆様方、何か最後にご意見等はございませんか。もしないようでしたら、第9回の策定委員会は以上で終わらせていただきたいと思います。長時間、大変ありがとうございました。先ほど今月中というようなお願ひをいたしましたので、皆様のご意見が素案になるべく皆様のご意見が反映されるようにご協力いただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

◇ 閉 会

・ 事務局より閉会が宣言された。

以上